

北区教育委員会からの重要なお知らせとお願い

令和3年4月14日

北区立幼稚園・認定こども園、小・中学校に
お子様を通わせている保護者の皆様

北区教育委員会

まん延防止等重点措置の適用に伴う、感染症対策の一層の徹底について（お願い）

4月9日に、国はまん延防止等重点措置の東京都に対する適用を決定し、東京都においては23区及び八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市の6市を対象区域として、「徹底した人流の抑制」、「徹底したあらゆる場面のリスク抑え込み」、「徹底した医療提供体制等の整備」を三つの柱をもとに、都民に対する都県境を越える外出自粛やGW中の旅行延期、学校における感染症対策の徹底など、実効性のある対策を講じることとしました。学校については、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続することとしています。

北区教育委員会といたしましては、以下のとおり対応いたしますので、各家庭において、ご理解とご協力の程よろしく申し上げます。

なお、北区教育委員会のホームページにも同様の内容を掲載します。

1 学校運営の基本方針

「北区立学校等における『新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』～令和3年度改訂版～（令和3年4月1日東京都北区教育委員会）」（以下「区ガイドライン」とする。）の内容を原則とし、まん延防止等重点措置の適用期間については、感染防止対策をより一層徹底して学校運営を実施します。なお、各校が臨時休業及び学年閉鎖・学級閉鎖になった場合を想定し、オンライン学習等の準備を進めます。

2 学校・園における幼児・児童・生徒に対する指導

以下のとおり、学校・園において指導を行います。

（1）基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック（登校前に検温、学校で確認の徹底）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を可能な限り確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後の速やかな下校

（2）教育活動について

区ガイドラインに準じ、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い教育活動は自粛します。

（3）中学校の部活動について

区ガイドラインに準じ、まん延防止等重点措置の適用の解除までは、部活動を実施する場合、以下の感染症対策を一層徹底する。

- 感染リスクの高い活動は控えます。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、自粛します。
- プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしないなど、感染症対策を徹底します。
- 部活動実施前後の更衣等における会話は控え、部活動終了後は速やかに帰宅させます。

（4）学校行事等について

区ガイドラインに準じ、実施可否は各学校の感染状況等を踏まえ各学校で判断します。なお、4月24日（土）に予定している「特別支援学級新入生・転入生を迎える会」については、基本的な感染予防対策を徹底し実施します。（詳細は学校から別途案内します。）

(5) 宿泊行事について

○北区教育委員会で所管する宿泊行事^(※)については、まん延防止等重点措置の適用や緊急事態宣言が発出されている場合及び当該学年で新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業（当該学年の学年閉鎖を含む）の措置を行っている場合は、中止とします。なお、中止の際は、宿泊を伴わない代替活動の実施可否を各学校で判断します。

(※) 北区教育委員会で所管する宿泊行事

- ・小学校第4学年「移動教室」
- ・小学校第5学年「岩井自然体験教室」
- ・小学校第6学年「日光高原学園」
- ・中学校第1学年「岩井臨海学園」
- ・中学校第2学年「EC（イングリッシュ・キャンプ）」
- ・「小学校特別支援学級宿泊学習」及び「中学校特別支援学級宿泊学習」

○中学校第3学年で実施する「修学旅行」については、北区教育委員会で所管する宿泊行事の対応に準じるものとし、実施可否は、学校で判断します。

○小学校第6学年「日光高原学園」及び中学校第3学年「修学旅行」を中止になる場合は、宿泊を伴わない代替活動を可能な限り設定します。

(6) 校外学習について

まん延防止等重点措置の適用の解除まで、公共交通機関を利用した校外学習は中止又は延期します。

※移動手段が貸し切りの場合は、受け入れ先に確認の上、実施します。

(7) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用します。

○児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしません。

○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしません。

(8) 放課後における感染症予防策及び生活指導の徹底

○放課後は速やかに下校・降園します。

3 家庭における感染症対策のお願い

各家庭においては、以下のとおり感染症予防策の徹底をご協力願います。

○不要不急の外出自粛及び都県境を越える外出はしないでください。

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

○毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養（※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ります。）

○十分な換気

○手が触れる場所などの消毒

○会食は短時間で、家族又はいつも近くにいる人と少人数で。会話の際はマスク着用。

○同居の家族以外の会合への参加はお控えください。

4 学童クラブ及び放課後子ども教室について

(1) 学童クラブ

○一層の感染対策を図りながら運営を継続します。

(2) 放課後子ども教室

○一層の感染対策を図りながら活動を継続します。

※ ご利用については各ご家庭でご検討ください。また、ご利用される場合も、早めの帰宅にご協力ください。

※ 感染拡大防止の観点から実施を休止する場合があります。

5 問い合わせについて

〔教育活動、学校行事に関すること〕

教育振興部教育指導課指導係 3908-9287

〔保健、給食に関すること〕

教育振興部学校支援課保健給食係 3908-9295

〔特別支援学級、巡回指導、通級指導、適応指導教室に関すること〕

教育総合相談センター 3908-9269

〔学童クラブ、放課後子ども教室に関すること〕

子ども未来部子どもわくわく課 3908-9361